

# ついていきますか？ 命を守る住宅用火災警報器

## ◎ 夷隅郡市火災予防条例で定められている設置場所

- ★ 就寝する部屋に設置します。
- ★ 2階に寝室がある場合は、階段の踊り場の天井または壁に設置します。
- ★ 住宅内で火災発生危険の高い台所に設置します。

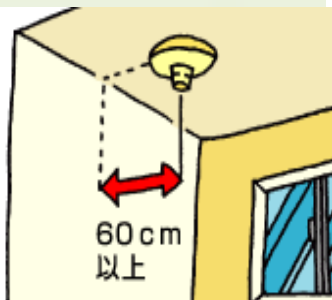
※ 基本は煙式の感知器を設置しますが、台所など火災以外の煙を感知するおそれのある場所は、熱式で大丈夫です。

※ 共同住宅や店舗を兼ねた住宅も対象となります。

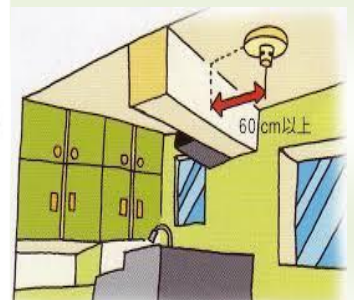
**\* 工具ひとつで簡単に設置できます**



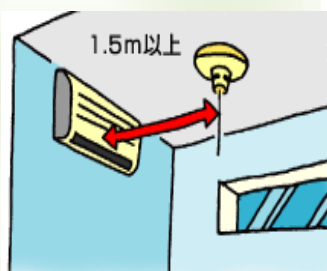
天井の場合



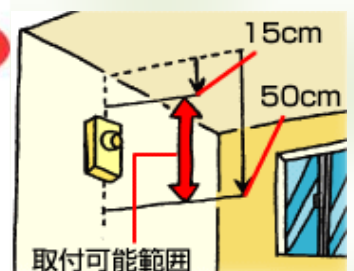
はりが存在する場合



エアコン吹き出し口付近



壁の場合



## ◎ どこで購入できますか？

ホームセンター、家電量販店、ガス事業所、防災設備取扱店などで購入できます。

※ 悪質販売に注意しましょう。「消防署から来た。」などと偽り販売するケースが予想されます。（※消防職員が販売することはありません！）

※ 万が一、悪質販売の被害にあってしまったら、クーリング・オフ制度を活用して解約することができます。また、お近くの消防署へもご連絡ください。

★ こんな場所にも必要です。

7㎡(四畳半)以上の居室が5以上ある階には、廊下にも必要です。



## 維持管理も重要です！！

●既に設置されているお宅では、定期的に作動確認をしましょう。

正常な場合・・・「ピーピーピー（火事です）」「正常です」など。

電池切れの場合・・・「ピッ、電池切れです」「ピピッ、電池切れです」

「ピポッ、警報器の電池切れです」など2～3回繰り返し

故障の場合・・・「ピッ、故障です」「ピッピッピッ、故障です」

「ピッ、異状です」「ピッピッピッ、警報器の異状です」

「ピピ、ピピピ」など2～3回繰り返し

※電池のコネクタがしっかり差し込まれているか確認しましょう。

●また、**10年を目安に交換**しましょう。

交換したら油性ペンで「設置年月日」を記入しましょう。

**住警器設置で  
安全な暮らし**

契約などのトラブルが起こった場合の相談窓口

千葉県消費者センター Tel 047-434-0999

受付期間 月曜日から金曜日

9:30～12:00 13:00～16:00 (祝祭日と年末年始を除く)



《問い合わせ先》

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部予防課

Tel 80-0132

勝浦消防署 Tel 80-0134

大原消防署 Tel 80-0137

大多喜分署 Tel 80-0135

夷隅分署 Tel 80-0139

御宿分署 Tel 80-0136

岬分署 Tel 80-0138

《協力》

勝浦市消防団・いすみ市消防団・大多喜町消防団・御宿町消防団